

県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課）…………… 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課）…………… 1
- 公共測量の実施の通知・2件（道路管理課）…………… 3
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）…………… 3
- 防災街区整備事業組合の理事長の住所の変更の届出（都市計画・モノレール課）…………… 3

### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了・4件（建築指導課）…………… 4

### 病院事業局事項

- 令和2年度における沖縄県病院事業局職員の夏季休暇の特例に関する規程…………… 5
- 特定調達契約に係る落札者の決定…………… 5
- 令和2年度における沖縄県病院事業局会計年度任用職員の夏季休暇の特例に関する訓令…………… 5

### 教育委員会事項

- 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 6

### 海区漁業調整委員会事項

- ウミガメの採捕に係る委員会指示…………… 6

### 収用委員会事項

- 沖縄県収用委員会規則の一部を改正する規則…………… 12

## 告 示

### 沖縄県告示第319号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年6月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 石垣島土地改良区
- 2 認可年月日 令和2年6月18日

### 沖縄県告示第320号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり石垣島土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年6月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	中山義隆	石垣市宇登野城394番地2アパートKEN201号

理事	新城純	石垣市字大浜35番地 1
理事	東田盛正	石垣市字平得318番地
理事	長濱榮包	石垣市字大浜92番地 2
理事	蔵下芳久	石垣市字平得335番地
理事	川田吉信	石垣市字宮良266番地 2
理事	池原吉剋	石垣市字新川2420番地
理事	山城吉博	石垣市字白保268番地121
理事	多字弘充	石垣市字大浜479番地33
理事	知念辰憲	石垣市字新川2324番地 5
理事	通事安徹	石垣市字大川376番地 1
理事	多字司	石垣市字伊原間21番地 2
理事	上地正宏	石垣市字登野城721番地
理事	上地正人	石垣市字名蔵243番地14
監事	亀谷善一	石垣市字新川2425番地12
監事	豊川雅行	石垣市字登野城655番地19
監事	田場由光	石垣市字登野城147番地

任期 令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

## 2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	中山義隆	石垣市字登野城394番地 2 アパートKEN201号
理事	新城純	石垣市字大浜35番地 1
理事	東田盛正	石垣市字平得318番地
理事	長濱榮包	石垣市字大浜92番地 2
理事	蔵下芳久	石垣市字平得335番地
理事	川田吉信	石垣市字宮良266番地 2
理事	座波嘉克	石垣市字名蔵380番地 1
理事	池原吉剋	石垣市字新川2420番地
理事	山城吉博	石垣市字白保268番地121
理事	多字弘充	石垣市字大浜479番地33
理事	知念辰憲	石垣市字新川2324番地 5
理事	通事安徹	石垣市字大川376番地 1
理事	野底稔幸	石垣市字川平853番地
理事	多字司	石垣市字伊原間21番地 2
監事	亀谷善一	石垣市字新川2425番地12

監事	豊川雅行	石垣市字登野城655番地19
監事	田場由光	石垣市字登野城147番地

**沖縄県告示第321号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局南部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年6月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 那覇市字小禄
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年6月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第322号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県土木建築部中部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年6月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 うるま市与那城上原地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年7月1日から令和3年2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第323号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄総合事務局南部国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年6月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 沖縄市字登川地内
- 2 公共測量を実施した期間 令和元年9月13日から令和2年3月19日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第324号**

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第148条第3項において準用する都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定により、那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合から次のとおり理事長の住所に変更があった旨の届出があった。

令和2年6月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

氏名	住所
新垣幸助	那覇市樋川2丁目12番1号仲栄マンション201

**公 告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年6月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年8月30日 沖縄県指令土第664号、令和2年5月7日 沖縄県指令土第279号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市石川兼久原446番1ほか10筆及び452番1の一部並びに石川角石原2565番ほか57筆、2525番及び2577番3のそれぞれ一部、2531番地先、2574番地先並びに2577番11地先
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 防火水槽
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 宜野湾市大山七丁目2番10号 株式会社サンエー 代表取締役社長 上地哲誠
- 5 検査済証番号 令和2年5月25日 第4660号
- 6 工事完了年月日 令和2年5月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年6月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年12月28日 沖縄県指令土第934号、令和元年12月10日 沖縄県指令土第853号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市宜野湾三丁目180番7ほか5筆並びに我如古一丁目235番及び235番地先
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 道路
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 宜野湾市宜野湾三丁目3番13号 医療法人緑水会宜野湾記念病院 理事長 末永文彦
- 5 検査済証番号 令和2年5月29日 第4662号
- 6 工事完了年月日 令和2年5月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年6月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年8月7日 沖縄県指令土第591号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城竿地原704番5及び704番22
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平200番地6 ツインステージN A棟302号室 謝花朝規
- 5 検査済証番号 令和2年6月5日 第4664号
- 6 工事完了年月日 令和2年5月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年6月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年10月15日 沖縄県指令土第739号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根西中原221番20
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字宜保260番地プラザビル403号 大城巨樹
- 5 検査済証番号 令和2年6月16日 第4665号
- 6 工事完了年月日 令和2年5月30日

## 病院事業局事項

### 沖縄県病院事業局管理規程第8号

令和2年度における沖縄県病院事業局職員の夏季休暇の特例に関する規程を次のように定める。

令和2年6月30日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

#### 令和2年度における沖縄県病院事業局職員の夏季休暇の特例に関する規程

沖縄県病院事業局職員就業規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第11号）第20条第15号の規定の適用については、令和2年度にあっては、同号中「毎年6月1日から11月30日まで」とあるのは、「令和2年6月1日から令和3年3月31日まで」とする。

#### 附 則

この規程は、令和2年6月30日から施行する。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和2年6月30日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県病院事業局A重油供給業務 450,000リットル（予定）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県病院事業局病院事業経営課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和2年5月28日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社りゅうせき 浦添市西洲二丁目2番地3
- 5 落札金額 44円11銭（単価契約）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和2年4月17日

### 沖縄県病院事業局訓令第6号

令和2年度における沖縄県病院事業局会計年度任用職員の夏季休暇の特例に関する訓令を次のように定める。

令和2年6月30日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

#### 令和2年度における沖縄県病院事業局会計年度任用職員の夏季休暇の特例に関する訓令

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局訓令第3号）第19条第10号の規定の適用については、令和2年度にあつては、同号中「1の年度の6月から11月まで」とあるのは、「令和2年6月から令和3年3月まで」とする。

#### 附 則

この訓令は、令和2年6月30日から施行する。

## 教育委員会事項

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

沖縄県教育委員会

教育長 金城弘昌

### 沖縄県教育委員会規則第8号

#### 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「第2条第1項第3号から第5号までに該当する者は」を「同項第2号に該当する者は第1号及び」に、「第2条第1項第2号に該当する者は第1号及び」を「同項第3号から第5号までに該当する者は」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 課税証明書等（政令第1条第2項第1号に規定する合計額及び同項第2号に規定する額を明らかにすることができる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類）

第6条第2項第1号中「第3号様式」を「第2号様式」に改め、同項第2号中「第4号様式」を「第3号様式」に改め、同条第4項中「つど」を「都度」に改める。

第7条第1項ただし書中「第2条第2項第2号」を「同項第2号」に改め、「及び第2号」を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明するに足りる書類

第7条第1項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第2項第1号中「第3号様式」を「第2号様式」に改め、同項第2号中「第4号様式」を「第3号様式」に改め、同条第4項中「つど」を「都度」に改める。

第8条第1項中「第5号様式」を「第4号様式」に改め、同条第2項中「第6号様式」を「第5号様式」に改め、同条第4項中「第6号様式）」を「第5号様式）」に、「第6号様式の2」を「第6号様式」に改める。

第15条第1項中「つど」を「都度」に改める。

第2号様式を削り、第3号様式を第2号様式とし、第4号様式から第6号様式までを1様式ずつ繰り上げ、第6号様式の2を第6号様式とする。

#### 附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

## 海区漁業調整委員会事項

### 沖縄海区漁業調整委員会指示2第3号

沖縄海区におけるウミガメの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和2年6月30日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 金城明律

（採捕の制限）

第1 沖縄海区において、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイ（以下「ウミガメ」という。）を採捕

してはならない。ただし、次のいずれかに該当する者であって沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 養殖の用に供しようとする者
- (3) 漁業の目的で採捕しようとする者
- (4) その他特に必要と認められる者

（承認申請）

第2 ウミガメ採捕の承認を受けようとする者は、ウミガメ採捕承認申請書（第1の第1号、第2号又は第4号に規定する者は第1号様式、第1の第3号に規定する者は第2号様式）を、委員会に提出しなければならない。

（承認の有効期間）

第3 承認の有効期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第1の第3号に規定する者 漁期（8月1日からその翌年の5月31日までをいう。以下同じ。）の期間内
- (2) 前号に規定する以外の者 1年以内

（捕獲頭数）

第4 沖縄海区における漁期中の捕獲割当頭数は、タイマイ28頭、アオウミガメ205頭、アカウミガメ6頭とする。ただし、第1の第1号及び第4号に規定する者が委員会のウミガメ採捕の承認を受けた場合は、この限りでない。

（大きさの制限）

第5 第1の第2号又は第3号に規定する者が委員会のウミガメ採捕の承認を受けた場合にあっては、腹甲長30センチメートルから60センチメートルの大きさのウミガメ以外を採捕してはならない。

（承認内容の変更）

第6 第1のただし書の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）が、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめウミガメ採捕承認内容変更申請書（第3号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認証の交付）

第7 委員会は、第1のただし書の規定若しくは第6の規定によりウミガメの採捕の承認をしたとき、又は第8の規定により申請があったときは、ウミガメ採捕承認証（第1の第1号、第2号又は第4号に規定する者は第4号様式、第1の第3号に規定する者は第5号様式。以下「承認証」という。）を交付する。

（承認証の再交付）

第8 承認を受けた者が、承認証を亡失し、又は毀損したときは、遅滞なくウミガメ採捕承認証再交付申請書（第6号様式）を委員会に提出しなければならない。

（承認証の携帯）

第9 承認を受けた者が、ウミガメを採捕するときは、承認証を携帯しなければならない。

（廃止届書の提出）

第10 承認を受けた者が、ウミガメの採捕を廃止したときは、ウミガメ採捕廃止届書（第7号様式）に承認証を添付して委員会に提出しなければならない。

（報告書の提出）

第11 承認を受けた者は、採捕承認期間終了日、承認頭数到達日又は採捕を廃止した日から1月以内に、ウミガメ採捕報告書（第8号様式）を委員会に提出しなければならない。

（電子情報処理組織を使用する方法による報告）

第12 承認を受けた者は、第11の報告書の提出に代えて、電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と採捕報告を行うものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により報告することができる。この場合において、当該方法により報告を行う者は、第11に規定する採捕報告書を提出したものとみなす。

（所持及び販売の禁止）

第13 何人も第1のただし書の承認を受けずに採捕されたウミガメ（当該ウミガメの剥製その他の標本を含む。）の所持及び販売をしてはならない。

(用途変更)

第14 承認を受けた者が、採捕したウミガメを別の用途に供しようとするときは、あらかじめウミガメ採捕承認用途変更申請書（第9号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(指示の有効期間)

第15 この指示の有効期間は、令和2年7月1日から令和5年6月30日までとする。

(承認の追認)

第16 平成29年沖縄海区漁業調整委員会指示29第3号の指示に基づく承認は、その承認証に記載された期日まで本指示により承認を受けたものとみなす。

第1号様式（第2関係）

ウミガメ採捕承認申請書（試験研究、養殖、その他用）

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名 印

沖縄海区漁業調整委員会指示2第3号に基づくウミガメの採捕の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 採捕するウミガメの種類及び数量
- 2 採捕区域
- 3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 主な採捕の方法
- 5 採捕に従事（委託）する者の住所及び氏名
- 6 使用する船舶
  - (1) 船名：
  - (2) 漁船登録番号：
  - (3) 総トン数：
  - (4) 所有者氏名：
- 7 用途
- 8 計画内容

第2号様式（第2関係）

ウミガメ採捕承認申請書（漁業用）

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名 印

沖縄海区漁業調整委員会指示2第3号に基づくウミガメの採捕の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 採捕するウミガメの種類及び数量
- 2 採捕区域
- 3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 主な採捕の方法
- 5 使用する船舶
  - (1) 船名：
  - (2) 漁船登録番号：
  - (3) 総トン数：
  - (4) 所有者氏名：



6 陸揚港

第3号様式（第6関係）

ウミガメ採捕承認内容変更申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名 印

沖縄海区漁業調整委員会指示2第3号に基づくウミガメの採捕の承認について、承認の内容を変更したいので下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 変更理由
- 3 変更事項

項目	変更前	変更後

第4号様式（第7関係）

承認番号 沖調K第 号

ウミガメ採捕承認証

住所  
氏名

- 1 採捕するウミガメの種類及び数量
- 2 採捕区域
- 3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 採捕に従事（委託）する者の住所及び氏名
- 5 使用する船舶
  - (1) 船名：
  - (2) 漁船登録番号：
  - (3) 総トン数：
- 6 承認期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 7 制限又は条件

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会  
会長 印

第5号様式（第7関係）

承認番号 沖調K第 号

ウミガメ採捕承認証

住所  
氏名

1	採捕するウミガメの種類及び数量						
2	採捕区域						
3	採捕期間	年	月	日から	年	月	日まで
4	使用する船舶						
	(1) 船名：						
	(2) 漁船登録番号：						
	(3) 総トン数：						
5	承認期間	年	月	日から	年	月	日まで
6	制限又は条件						
年 月 日 沖縄海区漁業調整委員会 会長 印							

第6号様式（第8関係）

ウミガメ採捕承認証再交付申請書		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		住所
		氏名 印
沖縄海区漁業調整委員会指示2第3号に基づくウミガメの採捕の承認について、下記の理由により承認証の再交付を申請します。		
記		
1	承認番号	
2	亡失又は毀損した年月日	年 月 日
3	亡失又は毀損した理由	

第7号様式（第10関係）

ウミガメ採捕廃止届書		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		住所
		氏名 印
沖縄海区漁業調整委員会指示2第3号に基づくウミガメの採捕の承認について、ウミガメの採捕を廃止したので下記のとおり届け出ます。		
記		
1	承認番号	
2	廃止年月日	年 月 日
3	廃止理由	
4	添付書類	ウミガメ採捕承認証（別添）

第8号様式（第11関係）

ウミガメ採捕報告書		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		住所
		氏名 印

沖縄海区漁業調整委員会指示2第3号に基づくウミガメの採捕の承認について、ウミガメの採捕状況を下記のとおり報告します。

記

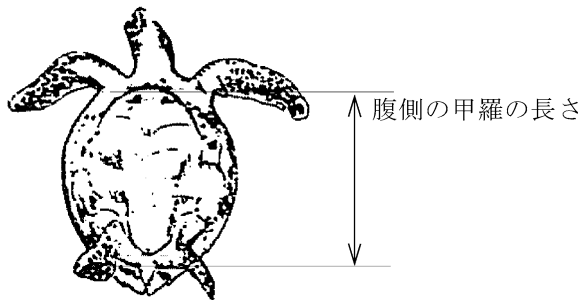
- 1 承認番号
- 2 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 主な採捕場所
- 4 主な採捕方法
- 5 採捕状況 別紙のとおり  
(試験研究等の採捕については、試験研究結果報告書を添付すること。)

別紙 (第8号様式関係)

ウミガメの採捕状況 氏名 ( )

採捕日	ウミガメの種類	大きさ	重さ	用途	販売先	金額
月 日		cm	kg			円

- ① 大きさ欄には、腹側の甲羅の長さ（下図参照）を記入すること。
- ② 用途欄には、試験研究、食用、はく製、展示等を記入すること。
- ③ 販売先欄には、販売先の名称（漁協名、料理店名、施設名等）を記入すること。



第9号様式 (第14関係)

ウミガメ採捕承認用途変更申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名 印

沖縄海区漁業調整委員会指示2第3号第14に基づき、ウミガメの用途を変更したいので下記のとおり申請します。

記

- 1 用途 変更前 変更後
- 2 用途を変更しようとするウミガメの承認番号 沖調K第 号
- 3 ウミガメの種類と頭数

**収用委員会事項**

沖縄県収用委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

沖縄県収用委員会

会長 赤 嶺 真 也

**沖縄県収用委員会規則第2号**

**沖縄県収用委員会規則の一部を改正する規則**

沖縄県収用委員会規則（昭和50年沖縄県収用委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「場所」の次に「（当該場所に存しない委員が会議に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）」を加える。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---	--